

特定非営利活動法人地域つながりプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域つながりプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市二名三丁目1096番地の17に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に奈良市西南部地域の住民に対して、同地域において保健、医療、福祉の推進を通してまちづくりに取り組んでいる組織、団体、グループ等の情報を掲載したスマホアプリ（以下地域共生アプリという）を作成し、このアプリを上記団体等や奈良市西南部地域住民に普及、活用させることに関する事業を行い、この地域の保健、医療、福祉の推進が図られ、住民が共に助け合って安心、安全に暮らせる社会（地域共生社会）の実現を目指す取り組みに寄与すること、また、上記の取り組みを通じて情報化社会の発展を図ることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域共生アプリ運営・開発事業
 - ② 地域共生アプリ活用推進事業
 - ③ 地域デジタル化支援事業
 - ④ 地域共生アプリ普及促進事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、資金的支援等により協力する個人

(3) 団体会員 この法人の目的に賛同し、資金的・人的支援等により協力する団体
(入会)

第7条 会員の入会については、この法人の目的に賛同する者であれば、特にその他の条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 毎年の納入期限から起算して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名も

しくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、当法人ホームページもしくは内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 抛出品品の不返還

(抛出品品の不返還)

第 53 条 既納の会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大 原 敏 敬
副理事長	木 築 一 人
理事	熊 田 信 幸
理事	上 村 正 樹
理事	竹 内 正 春
監事	根 田 克 彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 3, 0 0 0 円 (当年度分)
- (2) 賛助会員会費 1, 0 0 0 円 (当年度分)
- (3) 団体会員会費 5, 0 0 0 円 (当年度分)

役員名簿

特定非営利活動法人 地域つながりプロジェクト

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	おおはら としのり 大 原 敏 敬		無
理事	きづき かずひと 木 築 一 人		有
理事	くまた のぶゆき 熊 田 信 幸		無
理事	うえむら まさき 上 村 正 樹		無
理事	たけうち まさはる 竹 内 正 春		無
監事	ねだ かつひこ 根 田 克 彦		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちが活動する奈良市西南部地域においても、少子高齢化、老々介護、ゴミ出し問題、子育て問題、貧困など、多くの地域生活課題が顕在化している。それら課題について、私たちは地域集会や現場での福祉、自治関係者へのヒアリングや協議などを行い、その結果「地域のグループや人々が、お互いのことを知らない」という状況こそが、地域のつながりの希薄化を生み出す最大の要因の一つとなっていると判断した。

こうした要因の共通背景に存在する「広報力の弱さ」「つながりの不透明さ」などを打開する為に、住民の身近なツール＝スマホ・アプリに、地域の多様なグループなどの情報を集め、「メンバー・つながり・資源・活動・課題」を見える化し、住民ひとりひとりが、それらに網羅的、横断的にアクセスできる状況を整える事で、自身の暮らしの延長線上で、自然と地域の住民同士がつながる道筋を用意することにした。

また逆に、住民側の「得意・困りごと」も見える化する事により、相互に支え合える、地域共生・共助活動の基盤を構築・運営する事を目指すものである。

私たちはすでに多数の地域グループ（地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自主防災・防犯グループ、自治連合会、地域教育協議会、その他福祉グループや自主的ボランティアグループなど）との協力体制を築き、現在も開拓を進めている。それらの地域グループと当 NPO との関係性として、以下の様な役割を設け、全体として2つを調和・連動させた仕組みを作る。

- ①各地域グループがアナログインフラ（地域での資源や活動、課題などの発見や、地域課題に取り組む人材の発掘、グループの育成などを行う共助の基盤）を整える。
- ②当 NPO がデジタルインフラ（それらの情報をアプリで住民ひとりひとりに見える化し、地域住民が自身の暮らしの延長線上で、自然と地域に関わる道筋）を整える。

この様にして、安心、安全なまちづくり活動を行うことにする。今後、このビジョンをベースとして、つながり再構築を進める中で、関わる全てのグループが協力して住民に周知を行い、多様な住民がつながる地域共生の基盤を構築するものとする。これらを公益事業として、中立的・持続的な運営とする為に、NPO 法人を設立する。

また地域共生の基盤づくりにおいては、会費資源の確保と還元を循環させる小さなエコシステムの構築、公共性・信頼性の確保の観点から自治体とのパートナーシップ協定締結、かつ営利企業には難しい「地域密着」に焦点を当てた運営を目指している事から、この3点を実現させるためにも NPO 法人の設立が必要となる。

2 申請に至るまでの経過

2023 年 9 月	企画立案、地域集会でのヒアリング開始
2024 年 7 月	奈良市西部南地域の地区社協会長会と合流し共同プロジェクト化
2024 年 8 月	立案者(エンジニア)によるアプリのプロトタイプ無償開発開始
2024 年 10 月	立案者が奈良市社協の臨時職員として現場つながりを拡大
2024 年 12 月	奈良市議会で活動とアプリ開発が取り上げられる
2024 年 12 月	奈良市長、奈良市 ICO との懇談会にて活動の「お墨付き」を頂く
2025 年 2 月	奈良市ポイント運営事務局から協働要望を受ける
2025 年 3 月	アプリのプレリリース、地域グループ説明・登録を本格始動
2025 年 4 月	地域集会における「課題×アプリ活用」の検討拡大を開始
2025 年 6 月	活動資金獲得の為、トヨタ財団助成に申請
2025 年 7 月	NPO 設立に向けて準備を開始
2025 年 8 月	特定非営利法人地域つながりプロジェクト設立総会開催

2025 年 8 月 8 日

特定非営利活動法人地域つながりプロジェクト
設立代表者 大 原 敏 敬

令和 7 年度事業計画書

成立の日 から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 地域つながりプロジェクト

1 事業実施の方針

地域グループや住民が、「お互いを知らない事」が、つながりの希薄化を生み出す最大要因のひとつである事から、地域グループによる「つながり再構築」活動と連動し、当 NPO においては、再構築した「つながり、資源、活動、課題」等をスマートフォンアプリで見える化し、住民ひとりひとりが、暮らしの延長線上で自然と地域と関われる基盤を構築。また ICT 活用による活動負担の軽減、地域活動の活性化などを主な事業とし、地域共生社会の実現を目指すものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>地域共生アプリ 運営・開発事業</u>	地域内の全グループの「つながり・資源・活動・課題」を住民に見える化するスマートフォンアプリを開発・改良する。	随時	奈良市西部南	3 名	奈良市西部南地域住民 1,000 名 地域グループ 100 団体	1,800
<u>地域共生アプリ 活用推進事業</u>	本アプリを活用した地域共生社会を実現するため、地域住民を交えた ICT 開発会議での検討を通じて推進する事業	ICT 会議 月 2 回	奈良市西部南	30 名	ICT 会議への参加人数 30 人	50
<u>地域デジタル化 支援事業</u>	活動団体からの地域活動のデジタル化に関する相談に対応し支援する事業。	随時 相談会 月 1 回	奈良市西部南	3 名	相談団体数 10 団体	50
<u>地域共生アプリ 普及促進事業</u>	法人の取り組みを対象地区内外に広く広報して、アプリ活用を促進するための事業	随時	対象地区 内外	3 名	対象地区内外 10,000 人	47

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 地域つながりプロジェクト

1 事業実施の方針

地域グループや住民が、「お互いを知らない事」が、つながりの希薄化を生み出す最大要因のひとつである事から、地域グループによる「つながり再構築」活動と連動し、当 NPO においては、再構築した「つながり、資源、活動、課題」等をスマートフォンアプリで見える化し、住民ひとりひとりが、暮らしの延長線上で自然と地域と関われる基盤を構築。また ICT 活用による活動負担の軽減、地域活動の活性化などを主な事業とし、地域共生社会の実現を目指すものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>地域共生アプリ 運営・開発事業</u>	地域内の全グループの「つながり・資源・活動・課題」を住民に見える化するスマートフォンアプリを開発・改良する。	随時	奈良市西 部南	3 名	奈良市西部南地 域住民 3,000 名 地域グループ 200 団体	2,800
<u>地域共生アプリ 活用推進事業</u>	本アプリを活用した地域共生社会を実現するため、地域住民を交えた ICT 開発会議での検討を通じて推進する事業	ICT 会議 月 2 回	奈良市西 部南	100 名	ICT 会議への参 加人数 100 人	350
<u>地域デジタル化 支援事業</u>	活動団体からの地域活動のデジタル化に関する相談に対応し支援する事業。	随時 相談会 月 1 回	奈良市西 部南	3 名	相談団体数 30 団体	395
<u>地域共生アプリ 普及促進事業</u>	法人の取り組みを対象地区内外に広く広報して、アプリ活用を促進するための事業	随時	対象地区 内外	3 名	対象地区内外 10,000 人	350

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 地域つながりプロジェクト

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	50,000		
団体会員	50,000		
.....	0	190,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	418,000		
施設等受入評価益	0		
.....	0	418,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,500,000		
.....	0	1,500,000	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			2,108,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
委託費(追加)	1,920,000		
通信運搬費(追加)	27,500		
.....	0		
その他経費計	1,947,500		
事業費計		1,947,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費(追加)	40,000		
印刷・製本費(追加)	40,000		
その他諸経費	32,500		
.....	0		
その他経費計	152,500		
管理費計		152,500	
経常費用計			2,100,000
当期経常増減額			8,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			8,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			8,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

翌年度の事業年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 地域つながりプロジェクト
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	100,000		
団体会員	250,000		
.....	0	650,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,600,000		
施設等受入評価益	0		
.....	0	2,600,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	3,000,000		
.....	0	3,000,000	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			6,250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
委託費(追加)	3,840,000		
通信運搬費(追加)	55,000		
.....	0		
その他経費計	3,895,000		
事業費計		3,895,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	80,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費(追加)	80,000		
印刷・製本費(追加)	80,000		
その他諸経費	65,000		
.....	0		
その他経費計	305,000		
管理費計		305,000	
経常費用計			4,200,000
当期経常増減額			2,050,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,050,000
前期繰越正味財産額			8,000
次期繰越正味財産額			2,058,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。